

CIO補佐官プール制の導入について

〔平成 25 年 1 月 9 日〕
〔各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定〕

各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官(以下「CIO補佐官」という。)については、「電子政府構築計画」(平成 15 年7月 17 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、府省内の業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定に当たり各府省情報化統括責任者(CIO)及び各所管部門の長(業務改革関係部門、情報システム統括部門)に対する支援・助言等の業務を行っているところである。

「電子行政推進に関する基本方針」(平成 23 年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)では、政府情報化統括責任者(以下「政府CIO」という。)制度において、各府省のCIO補佐官等の一元管理等を行うことにより、各府省におけるITガバナンスの強化の支援を行うこととされているが、本年8月、政府CIOが設置されたことを踏まえ、同方針に基づき、平成 25 年度より、内閣官房においてCIO補佐官の一元的な採用・管理(CIO補佐官のプール制)を導入することとする。

政府CIOは、CIO補佐官の一元的な採用・管理を行うとともに、各府省の状況に応じて必要な補佐官を配置し、各府省におけるITガバナンスの強化の支援を行うものとする。

なお、高度な国家安全保障、治安に係る分野においては対象外とする。